

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年6月19日
【発行者名】	アセットマネジメントOne株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 菅野 暁
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【事務連絡者氏名】	三木谷 正直
【電話番号】	03-6774-5100
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	One ETF 南方 中国A株 CSI500
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	当初申込期間 100億円を上限とします。 継続申込期間 1,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年5月23日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の添付文書である信託約款について、東京証券取引所の有価証券上場規程に則したより明確な文言の記載にするため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、原届出書の本文についての訂正はございません。

2【訂正事項】

- ・添付文書
信託約款

3【訂正の内容】

_____の部分は訂正部分を示します。

信託約款

訂正後	訂正前
<p>< 信託契約の一部解約 > 第51条 （略） 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約するものとし、<u>受託者に対し、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約にかかる受益権の信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行うよう指図</u>します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。 (略)</p>	<p>< 信託契約の一部解約 > 第51条 （略） 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。 (略)</p>